

株 主 各 位

東京都大田区池上5丁目6番16号

池上通信機株式會社

代表取締役社長 松原正樹

第66回定時株主總會招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよこび申しあげます。

さて、当社第66回定時株主總會を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主總會参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月27日（水）午後5時25分までに到着するよう折返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都大田区池上1丁目2番1号
朗峰會館（4階朗峰の間）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第66期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第66期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 大規模買付ルール導入の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主總會参考書類および添付書類に修正する必要事項が生じた場合は修正後の事項を、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ikegami.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

・全般の概況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、原油・素材価格の高騰や個人消費の伸び悩みなど懸念材料が見られたものの、好調な企業業績を背景として設備投資の増加や雇用環境の改善などにより景気回復局面が続き、緩やかな拡大基調で推移しました。世界経済においては、米国が住宅市況の冷え込みにより一時減速感を示しましたが、中国を中心としたアジア圏が好調に推移し、欧州でも企業部門を中心に緩やかながら成長が持続するなど、総じて堅調に推移しました。

当社グループの関連する業界におきましては、わが国のみならず北米におきましても地上デジタル放送に対応した設備投資意欲が依然堅調な状況にはありますが、設備投資総額を抑制する傾向は一段と強まり、受注に際しては厳しい価格競争を強いられることも多く、事業環境の厳しさは増しております。

このような状況下において、国内における放送関連機器の販売は概ね堅調に推移しましたが、セキュリティカメラシステムにおいては大幅に減少し、連結売上高は前年同期に比べ、7.0%減少し、346億26百万円となりました（前年同期売上高372億31百万円）。

損益面につきましては、厳しい事業環境に対応すべく、効率的なオペレーションの実現に向け外注加工費等の抑制を図り、売上の減少にも関わらず原価率を低減しました。しかし、放送システムのデジタル化に対応した研究開発費、設備製作による減価償却費等を含む販売費及び一般管理費が増加したため、営業損益につきましては前年同期と比べ57百万円減少し、営業損失2億42百万円（前年同期営業損失1億84百万円）となりました。

経常損益につきましては、為替差益などのプラス要因も若干あり、経常損失54百万円（前年同期経常損失1億32百万円）となりました。最終損益につきましては、固定資産除却損等を計上したことにより、当期純損失1億20百万円（前年同期当期純損失1億99百万円）となりました。

当社グループは、収益の状況や経営環境に対応した安定配当の継続を基本とし、企業体質の強化と将来の事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案して配当を決定

することを基本方針としています。特に、株主のみなさまに対する利益の還元は企業として重要な責務であると認識しています。

しかしながら、当期におきましては、内部留保がまだ脆弱な状態にありますので、誠に遺憾ながら当期も配当を見送らせて頂きたいと存じます。1日も早く内部留保を充実させ、業績に裏付けられた成果の配分を継続的に行うことができるよう努力いたします。

株主のみなさまには大変申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

・所在地別セグメントの概況

売 上 高

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

（単位：百万円）

	日 本	北 米	ヨーロッパ	計	消 去 又は全社	連 結
売 上 高						
(1) 外 部 顧 客 に 対する売上高	28,048	4,570	2,008	34,626		34,626
(2) セグメント間の 内 部 売 上 高 又 は 振 替 高	3,200	12	48	3,262	(3,262)	
合 計	31,249	4,583	2,056	37,889	(3,262)	34,626

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

【日本】

日本における売上高のうち国内販売につきましては、先行してデジタル投資を行ってきた放送各局における番組送出システムの需要が一段落し、当システムの納入金額は大きく減少しましたが、全国的に映像制作・送出システムなどHDTVによる番組制作に伴うシステム物件の需要が増加し、それに伴い、放送用カメラシステム、放送用中継車システム、ノンリニア編集システムに大幅な伸びが見られました。しかし、当社グループの主要事業の一つであるセキュリティカメラシステムの販売が、パラー（パチンコ）市場における需要低迷の影響を受け、大幅に減少しました。

輸出面におきましては、放送用カメラシステムに伸びが見られたものの、HD中継車が落ち込み、結果として、輸出売上高は減少しました。

その結果、当期における日本の売上高は、312億49百万円と前年同期に比べて7.0%減少しました。

【北米】

北米におきましては、現行テレビジョン放送方式（SDTV）に基づく放送機器の売上は漸減傾向にあります。放送用HD機器の売上は堅調に推移しています。また、新規開拓分野として、当期は医療分野における高精細映像の需要に応え、医療機器メーカーにHDカメラを納入しました。その結果、北米の売上高は昨年度とほぼ同額の45億83百万円となりました。

【ヨーロッパ】

ヨーロッパにおきましては、EU域内での放送用SDTVカメラ納入が端境期を迎えたこともあり、売上高は20億56百万円と前年同期に比べて9.0%減少しました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、生産設備の省力化、合理化および製品の信頼性向上のための投資を行っており、総額5億22百万円の設備投資を実施しました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして当社は、運転資金として株式会社三菱東京UFJ銀行より長期借入金5億円を調達しました。

(4) 対処すべき課題

世界経済は、原材料価格の高止まりや米国経済の消費減退・住宅投資の冷え込みによる景気減速など依然として景気の先行きについて不透明感が残るものの中国を筆頭とするBRICs等の新興経済諸国の旺盛な成長が期待されており、総じて順調に推移するものと思われ。わが国経済は、引続き好調な企業業績を背景とする設備投資の増加や雇用・所得状況の改善が進み、景気は穏やかながらも回復基調を続けるものと思われ。

特に、当社グループの主たる事業領域である放送市場におきましては、地上デジタル放送に向けた全国の放送局におけるデジタル化投資が継続することから緩やかながらも需要は伸び続けると予想しています。また、当社グループの主要事業の一つであるセキュリティカメラシステムの販売は、パーラー（パチンコ）市場においては一定の需要は見込めるものの、依然としてその回復は厳しいものと予想しております。

放送用カメラシステム、映像制作・送出システム、映像伝送システム、中継車システム、医用カメラシステムおよびセキュリティ分野のデジタル・ネットワークシステムなど、当社グループが提供する製品・システムの需要は緩やかながらも依然増加傾向にあると見ていますが、激しい価格競争や多様化する顧客要求への対応など、収益面を圧迫する厳しい事業環境が継続するものと思われ、この課題解決に向けて、市場の変化に俊敏に対応できる経営構造改革に引き続き取り組んでいきます。

具体的には、以下に示す4項目を主要課題に掲げ、迅速かつ継続的な収益向上および財務体質の健全化を実現する経営構造改革を推進しております。

【主要課題 4項目】

1) 資本効率の重視

キャッシュ・フローを重視した経営を展開していくとともに、資本効率を重視した経営を目指します。

2) 俊敏な経営の実現

経営のモニタリングとコントロールを強化し、俊敏な経営を実現させます。取締役会は、迅速かつ確かな経営判断ができるように、取締役6名（内、社外取締役1名）という少人数で構成されており、毎月1回の定期開催のほか必要に応じて臨時に開催し、経営の基本方針や重要事項を決定しています。また、マネジメントサイクル全般に関わる課題を検討・策定する機関として常勤取締役会を月1回開催しているのに加え、販売・マーケティング、技術・生産、財務・会計を主要テーマに各管掌役員が提起された課題等の解決にあたる経営会議（出席者：常勤取締役ならびに各本部長、常勤監査役、内部監査室長等）を各テーマ毎に毎月実施しています。階層化した意思決定構造をベースに、業務執行の意思決定スピードを向上させ、変化の速い時代に適した経営と事業運営を目指します。

3) 事業・製品構造の抜本的改革

各事業における顧客・価格・商品・技術の調査を通じて、商品開発企画力の強化と戦略的新製品の投入を行うために、マーケティング機能を充実させています。

また、経営・執行の両面において、当社グループ全体の企画・開発機能を強化するために、各テーマ毎に毎月開催される経営会議の中で、随時、開発テーマに焦点を当て、全社開発方針、事業育成等の多面的な視点から討議し、製品開発・商品企画を推進しています。

その具体策推進の結果の一つとして、4月9日に株式会社東芝との「放送用映像制作・編集システムにおける事業提携」を発表しました。新しい事業の具現化をこれからの放送通信事業の柱の一つと位置付け、製品・システムの開発、販売体制の抜本的見直しを積極的に推し進め、2008年度へ繋がる成長戦略を早急に具体化していきます。

4) 業務プロセス改革の推進

サービス全般におよぶ品質向上のための経営管理システム（ISO9001:2000年版）に基づき、業務を遂行するとともに、環境マネジメントシステムISO14001も認証を取得しています。原価低減、顧客サービスの向上などを目指し、様々な観点から日々の業務プロセス改革に継続的に取り組むとともに、平成18年7月からEU地域で発効されたRoHS指令に基づき、市場のグリーン調達基準設定の動きを勘案しつつ、製品設計や製造等において環境保全に配慮した取り組みを強めています。

加えて、業務運営を適正かつ効率的に遂行するために、会社業務の意思決定および業務実施に関する各種社内規程を全面的に見直すことなどにより、職務権限の明確化と適切な牽制が機能する体制を整備しています。

当社グループが、顧客の価値創造や問題解決を図るために、採り入れている基本的な考え方は、下記2点です。

- ・製品の品質に徹底的にこだわり、信頼性の高い製品を供給し続け、プロフェッショナルな顧客に満足して頂くこと。
- ・顧客が求める真のソリューションを提供することにより、他との差別化を実現させること。

その実現のために、当社グループは競争優位の源泉を「戦略デバイス」「ソフトウェア」「ノウハウ」に定め、情報通信と画像のプロフェッショナルを目指しております。

株主のみなさまにおかれましては、よろしくご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 重要な事業結合等の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(6) 財産および損益の状況の推移

企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 63 期 (平成16年 3月)	第 64 期 (平成17年 3月)	第 65 期 (平成18年 3月)	第 66 期 (当連結会計年度) (平成19年 3月)
売 上 高 (百万円)	37,304	35,994	37,231	34,626
経常利益又は 経常損失 () (百万円)	1,166	826	132	54
当期純利益又は 当期純損失 () (百万円)	1,169	604	199	120
1株当たり当期純利益 又は1株当たり (円) 当期純損失 ()	20.09	10.40	3.43	2.07
総 資 産 (百万円)	33,027	33,392	35,254	34,167
純 資 産 (百万円)	9,076	9,660	10,213	9,844

(注) 純資産額の算定にあたり、第66期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しています。

当社の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 63 期 (平成16年 3月)	第 64 期 (平成17年 3月)	第 65 期 (平成18年 3月)	第66期(当期) (平成19年 3月)
売 上 高 (百万円)	34,208	32,977	33,615	31,249
経常利益又は 経常損失 () (百万円)	1,005	692	337	239
当期純利益又は 当期純損失 () (百万円)	937	468	378	283
1株当たり当期純利益 又は1株当たり (円) 当期純損失 ()	16.11	8.05	6.50	4.89
総 資 産 (百万円)	33,859	33,657	35,302	34,093
純 資 産 (百万円)	10,288	10,706	10,934	10,367

(注) 純資産額の算定にあたり、第66期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しています。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

親会社との関係
該当事項はありません。

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	事 業 内 容
イケガミ エレクトロニクス (ユー・エス・エイ) インコーポレーテッド	千米ドル 48,000	% 100	情報通信機器の販売、 サービス
イケガミ エレクトロニクス (ヨーロッパ) ゲー・エム・ペー・ハー	千ユーロ 9,203	100	情報通信機器の販売、 サービス

(8) 主要な事業内容

当社グループは、高度な映像関連技術を基盤に、放送関連分野をはじめ幅広い産業分野に製品・システムならびにサービスを供給しています。

主要製品：放送用カメラシステム、放送用モニタ、映像制作・送出システム、映像伝送システム、中継車システム、セキュリティカメラシステム、医用カメラシステム、各種外観検査装置等

(9) 主要な営業所および工場

当 社 本 社：東京都大田区池上5丁目6番16号

国内生産拠点：池上工場（東京都大田区）、湘南工場（神奈川県藤沢市）、宇都宮工場（栃木県宇都宮市）

国内営業拠点：営業統括部（東京都大田区）、大阪支店（大阪府吹田市）、名古屋営業所（愛知県名古屋市名東区）、福岡営業所（福岡県福岡市博多区）、仙台営業所（宮城県仙台市青葉区）、札幌営業所（北海道札幌市中央区）、広島営業所（広島県広島市中区）

海外営業拠点：アメリカ：イケガミ エレクトロニクス（ユー・エス・エイ）インコーポレーテッド

ドイツ：イケガミ エレクトロニクス（ヨーロッパ）ゲー・エム・ペー・ハー

(10) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,097 名	6(減) 名

(注) 上記には臨時従業員は含まれていません。

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,016 名	8(減) 名	44.5 歳	21.4 年

(注) 上記には子会社への出向者および臨時従業員は含まれていません。

(11) 主要な借入先

借入先	借入額
シンジケートローン	800 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	775
株式会社三井住友銀行	580
株式会社みずほ銀行	400
株式会社横浜銀行	200

(注) シンジケートローンは、株式会社横浜銀行を主幹事とする6行によるものです。
なお、シンジケートローンの財務制限条項に抵触している状況ではありますが、エージェンツ等を含め各金融機関の一定の理解を得ており、期限の利益を喪失しないものと確信しています。

(12) その他の企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	200,000,000株
発行済株式の総数	58,285,468株

(2) 株主数 11,770名

(3) 大株主

当社の発行済株式（自己株式を除く。）の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主はおりませんが、上位10名の株主を記載しております。

株主名	持株数	出資比率
斎藤輝久	3,322 千株	5.71 %
日本証券金融株式会社	3,272	5.63
株式会社ドッドウェルビー・エム・エス	1,277	2.19
斎藤友彦	1,210	2.08
小寺郁子	1,157	1.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,124	1.93
三井住友海上火災保険株式会社	988	1.70
三菱UFJ信託銀行株式会社	654	1.12
竹雨圭鎬	650	1.11
株式会社プロジェクトケイ・ニジュウイチ	646	1.11

(注) 出資比率は自己株式(181,585株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位	担当および他の法人等の代表状況等
松原正樹	代表取締役社長	
長岡功	常務取締役	全社経営執行担当
持田達雄	取締役	横浜フォームラバー株式会社代表取締役会長
川嶋清昭	取締役	マーケティング・販売担当
谷津俊雄	取締役	技術・生産担当
橋本陽一郎	取締役	財務・会計担当
岩村伸二	常勤監査役	
菊池國宏	常勤監査役	
大越弘孝	監査役	税理士
永島建二	監査役	

- (注) 1. 取締役 持田達雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
 2. 監査役 大越弘孝および永島建二の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
 3. 監査役 大越弘孝氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
 4. 監査役 永島建二氏は、昭和57年9月から平成14年6月まで相模ハム(株)にて財務・会計に関する業務に従事し、また同社子会社の北海道サガミハム(株)にて監査役の経歴を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 6名 84百万円（うち社外取締役 1名 3百万円）

監査役 4名 31百万円（うち社外監査役 2名 8百万円）

- (注) 1. 上記報酬等の額には当事業年度における役員退職慰労金引当金の増加額が含まれております。
 2. 使用人兼務取締役はおりません。
 3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 社外役員に関する事項

取締役 持田達雄

(a) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

横浜フォームラバー株式会社代表取締役会長であります。

なお、同社と当社は資本・取引等、特別な関係を有していません。

(b) 主要取引先等特定関係事業者との関係

当社連結子会社イケガミ エレクトロニクス(ユー・エス・エイ)インコーポレーテッドの代表取締役社長斎藤友彦は、甥(三親等以内の親族)にあたります。

(c) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された21回の取締役会のうち計17回に出席し、意見を述べています。当該意見の内容は多岐に亘りますが、長年当社の経営に携わってきた見地から、主に取締役や事業の在り方、物作りの姿勢に着眼し、経営へのアドバイスを行っています。当該意見を踏まえ、取締役会議長は各取締役にに対し具体的に指示をするなどの対応措置が実施されました。

監査役 大越弘孝

(a) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された13回の監査役会全てに出席するとともに、当事業年度に開催された21回の取締役会のうち計12回に出席し、特に監査役会におきましては、会計分野の専門的知見を有しているため、当該視点からの指摘を行っています。

監査役 永島建二

(a) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された13回の監査役会の全てに出席するとともに、当事業年度に開催された21回の取締役会のうち計18回、20回開催された常勤取締役会の全てに出席し、財務・会計に関する視点から意見を述べるとともに、業務執行の重要会議である経営会議にも多数出席し、経営と執行の状況監視を行うとともに、他社での監査経験を活かし、監査役会において数々の実務提言を行っています。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人保森会計事務所

(2) 責任限定契約の内容の概況

責任限定契約は締結しておりません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	33百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のイケガミ エレクトロニクス(ヨーロッパ)ゲー.エム.ベー.ハーは、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は以下に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的事項とする。

監査役会は、会計監査人の業務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的事項とすることを請求する。

又、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任する。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、会社法第362条および会社法施行規則第100条に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制整備について以下のとおり決議しました。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の経営理念、価値観、ビジョン、行動規範を明確にし徹底を図る。

コンプライアンス規程を整備し、取締役及び使用人が法令・定款及び当社の経営理念を遵守するためのコンプライアンス体制を構築する。

代表取締役社長を長とする、コンプライアンス委員会を設置し、会社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、その徹底を図るための具体的な計画を策定し実行する。委員会の活動の概要は、定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

コンプライアンスに関するリスクの未然防止と早期解決を図るため、内部通報制度を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報管理規程及び情報保管保存規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、情報保管保存規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。上記の文書等の保管の期間は、法令の別段の定めのない限り、情報保管保存規程に定めるところによる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント方針を定めリスク管理を体系的に規定するリスクマネジメント規程を定める。

リスク管掌取締役はリスクマネジメント規程に基づき全社のリスクを統合的に管理し、企業リスク管理、事業リスク管理、部門リスク管理を重層的に行う。

新たにリスク管掌取締役を長とするリスクマネジメント委員会を設置し、当社及びその子会社における統合的なリスクマネジメントを実施する。委員会の活動の概要は、定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

不測の事態が生じた場合は代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
取締役会における意思決定の円滑化とプロセスの妥当性を確保するため、取締役会の前週に常勤取締役会を開催し、事前の十分な議論と必要な審議を経て業務執行における意思決定を行う。
代表取締役は、各取締役の職務に応じた責任・権限を明確にすると共に、各取締役間の意思疎通を促進する。各取締役は、職務執行の状況について3ヶ月に一度以上取締役会に報告する。
独立性と専門性を有する委員により構成される経営諮問委員会を組織して、取締役に対してその職務が効率的に行われるための助言・勧告を行う制度の整備を検討する。
取締役及び重要な使用人に至る決裁権限基準と、稟議規程に基づいて、取締役の職務の執行を適正かつ効率的に行う。
- (5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及びその子会社から成る企業集団の経営管理を総轄する取締役の責任と権限を明文化し、関係者に徹底する。
当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、子会社管理総轄取締役はグループ会社管理規程等に基づいて、子会社経営の管理・監督を行うものとする。
子会社管理総轄取締役は、各子会社の経営状態について定期的に取締役会に報告する。
取締役は、当社及びその子会社において法令違反その他コンプライアンス及びリスク管理に関する重要な事項を発見した場合には、遅滞なく取締役会ならびに監査役に報告する。
グループ内通報制度を設置し、グループ内の役職員からの直接通報を可能にする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ必要に応じて使用人から監査役補助者を指名する。
上記の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分等人事権に係る事項の決定には、監査役会の承認を得なければならないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及びその子会社は、監査役に対して取締役会、常勤取締役会その他業務執行状況の報告が行われる重要な会議への出席の機会を提供する。

当社及びその子会社の取締役及び重要な使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

当社及びその子会社の取締役は、定期的に職務執行状況を監査役に報告する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する為、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会や常勤取締役会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。

監査役は内部監査部門と緊密な連携を保つとともに必要に応じて内部監査部門に調査を求める。

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを利用できる。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社取締役会は、平成19年5月18日開催の取締役会において、買収防衛策としての大規模買付ルールを導入することを決議しました。この大規模買付ルールについては、後記「株主総会参考書類」の第5号議案添付に記載のとおりで、改めて、第1号議案および第5号議案として導入の是非をお諮りします。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	25,494	流 動 負 債	10,651
現金及び預金	5,373	支払手形及び買掛金	6,476
受取手形及び売掛金	10,779	短期借入金	1,250
たな卸資産	9,064	1年以内返済予定の長期借入金	723
その他	344	1年以内償還予定の社債	100
貸倒引当金	66	未払法人税等	42
		賞与引当金	444
		製品保証引当金	29
		その他	1,584
固 定 資 産	8,673	固 定 負 債	13,672
有形固定資産	6,117	社 債	300
建物	1,356	長期借入金	804
機械装置及び運搬具	641	繰延税金負債	513
工具、器具及び備品	932	退職給付引当金	11,847
土地	3,145	役員退職慰労金引当金	206
建設仮勘定	41	負 債 合 計	24,323
無形固定資産	96	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	51	株 主 資 本	9,682
その他	45	資 本 金	8,791
投資その他の資産	2,459	資 本 剰 余 金	116
投資有価証券	2,178	利 益 剰 余 金	807
長期貸付金	23	自 己 株 式	32
その他	279	評価・換算差額等	161
貸倒引当金	22	その他有価証券評価差額金	748
		為替換算調整勘定	586
資 産 合 計	34,167	純 資 産 合 計	9,844
		負 債 純 資 産 合 計	34,167

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		34,626
売 上 原 価		27,728
売 上 総 利 益		6,898
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,140
営 業 損 失		242
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	54	
為 替 差 益	122	
不 動 産 賃 貸 収 入	45	
そ の 他	62	283
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	67	
そ の 他	28	95
経 常 損 失		54
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	2	
そ の 他	1	3
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	30	30
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		81
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		38
当 期 純 損 失		120

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	8,791	116	927	26	9,808
連結会計年度中の変動額					
当 期 純 損 失			120		120
自 己 株 式 の 取 得				5	5
連結会計年度中の変動額合計	-	-	120	5	125
平成19年3月31日残高	8,791	116	807	32	9,682

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成18年3月31日残高	1,025	620	405	10,213
連結会計年度中の変動額				
当 期 純 損 失				120
自 己 株 式 の 取 得				5
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	277	33	243	243
連結会計年度中の変動額合計	277	33	243	369
平成19年3月31日残高	748	586	161	9,844

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 2社 イケガミ エレクトロニクス(ユー・エス・エイ)インコーポレーテッド
イケガミ エレクトロニクス(ヨーロッパ)ゲー・エム・ベー・ハー
- (2) 非連結子会社の数 3社 (うち持分法適用会社 0社)

主要な非連結子会社の名称 株式会社テクノイケガミ

非連結子会社3社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていません。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社3社については、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他の有価証券

時価のあるもの...連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法)により評価しております。

時価のないもの...総平均法による原価法により評価しております。

デリバティブ

時価法によっております。

たな卸資産

当社は、製品、仕掛品については個別法による原価法、原材料については最終仕入原価法による原価法により評価しておりますが、連結子会社は、主として先入先出法による低価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社においては、定率法を採用しております。ただし建物(建物附属設備を除く)については、平成10年4月1日以降に取得したものについては、定額法を採用しております。

連結子会社においては、定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、当社は自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（当社5年、連結子会社3年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社は、従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度期間対応額を計上しております。

製品保証引当金

イケガミ エレクトロニクス（ヨーロッパ）ゲー・エム・ベー・ハーは特定の製品のアフターサービスに伴う費用の支出に備えるため、当該製品の売上高に対する過去の実績率に基づいて負担額を計上しております。

退職給付引当金

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

従業員の平均残存勤務期間を見直した結果、当連結会計年度より数理計算上の差異の処理年数を従来の13年から10年に変更しております。

役員退職慰労金引当金

当社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規定に基づき算出した当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

重要なヘッジ会計の方法

(a) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(b) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金の利息

(c) ヘッジ方針

金利変動リスクを回避する目的で行っております。

(d) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は全面時価評価法によっております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更)

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

従来「資本の部」の合計に相当する金額は、9,844百万円であります。

なお、会社計算規則の施行により当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則により作成しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

土地	1,128百万円
建物	206百万円

上記に対応する債務額

短期借入金	1,170百万円
1年以内返済予定の長期借入金	240百万円
長期借入金	60百万円
割引手形	690百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

14,313百万円

3. 債務保証残高

連結子会社以外の会社の金融機関からの借入れに対し、次のとおり債務保証を行っております。

(株)テクノイケガミ 100百万円

4. 受取手形割引残高

1,602百万円

輸出手形割引残高

28百万円

5. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

支 払 手 形	773百万円
流動負債（その他）	7百万円
（設備関係支払手形）	

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式（株）	58,285,468	-	-	58,285,468

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 169円42銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 2円7銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	22,429	流 動 負 債	10,053
現 金 及 び 預 金	4,477	支 払 手 形 金	3,423
受 取 手 形 金	269	買 掛 金	2,876
掛 形 金	11,151	短 期 借 入 金	1,250
製 品	941	1年以内返済予定の長期借入金	723
原 材 料	900	1年以内償還予定の社債	100
仕 掛 品	4,441	未 払 金	325
未 収 入 金	137	未 払 費 用	314
そ の 他	113	未 払 法 人 税 等	42
貸 倒 引 当 金	2	前 受 り 金	149
固 定 資 産	11,663	預 金	84
有 形 固 定 資 産	5,148	賞 与 引 当 金	444
建 物	727	そ の 他	319
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	641	固 定 負 債	13,672
工 具 、 器 具 及 び 備 品	800	社 債	300
土 地	2,936	長 期 借 入 金	804
建 設 仮 勘 定	41	繰 延 税 金 負 債	513
無 形 固 定 資 産	80	退 職 給 付 引 当 金	11,847
ソ フ ト ウ ェ ア	51	役 員 退 職 慰 労 金 引 当 金	206
そ の 他	29	負 債 合 計	23,725
投 資 そ の 他 の 資 産	6,434	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	2,041	株 主 資 本	9,618
関 係 会 社 株 式	2,544	資 本 金	8,791
関 係 会 社 出 資 金	81	資 本 剰 余 金	116
従 業 員 長 期 貸 付 金	23	資 本 準 備 金	116
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,495	利 益 剰 余 金	743
保 証 金 及 び 敷 金	80	そ の 他 利 益 剰 余 金	743
そ の 他	191	繰 越 利 益 剰 余 金	743
貸 倒 引 当 金	22	自 己 株 式	32
資 産 合 計	34,093	評 価 ・ 換 算 差 額 等	748
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	748
		純 資 産 合 計	10,367
		負 債 純 資 産 合 計	34,093

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		31,249
売 上 原 価		26,030
売 上 総 利 益		5,218
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,652
営 業 損 失		433
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	60	
為 替 差 益	142	
不 動 産 賃 貸 収 入	44	
そ の 他	39	286
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	63	
そ の 他	28	92
経 常 損 失		239
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	6	
そ の 他	1	7
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	30	30
税 引 前 当 期 純 損 失		262
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		21
当 期 純 損 失		283

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成18年3月31日残高	8,791	116	116	1,027	1,027	26	9,908
事業年度中の変動額							
当期純損失				283	283		283
自己株式の取得						5	5
事業年度中の変動額合計	-	-	-	283	283	5	289
平成19年3月31日残高	8,791	116	116	743	743	32	9,618

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高	1,025	1,025	10,934
事業年度中の変動額			
当期純損失			283
自己株式の取得			5
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	277	277	277
事業年度中の変動額合計	277	277	566
平成19年3月31日残高	748	748	10,367

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの…総平均法による原価法

子会社株式……………総平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品……………個別法による原価法

原 材 料……………最終仕入原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

建物（建物附属設備を除く）は、平成10年4月1日以降に取得したのものについては定額法によっております。

無形固定資産……………定額法

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期期間対応額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。

従業員の平均残存勤務期間を見直した結果、当事業年度より数理計算上の差異の処理年数を従来の13年から10年に変更しております。

(4) 役員退職慰労金引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規定に基づき算出した期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(2) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務について振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(a)ヘッジ手段...為替予約取引

ヘッジ対象...外貨建金銭債権債務

(b)ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金の利息

ヘッジ方針

内部規定に基づき、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避する目的で行っております。

また、金利変動リスクを回避する目的で行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、キャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の評価は省略しております。また、特例処理によっている金利スワップについても有効性の評価を省略しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、10,367百万円であります。

なお、会社計算規則の施行により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則により作成しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産
- | | |
|----|----------|
| 土地 | 1,128百万円 |
| 建物 | 206百万円 |
- 上記に対応する債務額
- | | |
|----------------|----------|
| 短期借入金 | 1,170百万円 |
| 1年以内返済予定の長期借入金 | 240百万円 |
| 長期借入金 | 60百万円 |
| 割引手形 | 690百万円 |
2. 有形固定資産の減価償却累計額 13,163百万円
3. 債務保証残高
- 次のとおり、金融機関からの借入等に対して保証を行っております。

被 保 証 人	保 証 額
イケガミ エレクトロニクス(ヨーロッパ)ゲー・エム・ペー・ハー	107百万円
(株)テクノイケガミ	100百万円

4. 受取手形割引残高 1,602百万円
- 輸出手形割引残高 28百万円
5. 関係会社に対する金銭債権・債務
- | | |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 2,189百万円 |
| 長期金銭債権 | 1,495百万円 |
| 短期金銭債務 | 222百万円 |
6. 期末日満期手形
- 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。
- | | |
|-------------------------|--------|
| 支払手形 | 773百万円 |
| 流動負債(その他)
(設備関係支払手形) | 7百万円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	売 上 高	3,420百万円
	仕 入 高	856百万円
	営業取引以外の取引高	239百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)
自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	155,126	26,459	-	181,585

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損損金不算入額	600百万円
賞与引当金	181百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	4,821百万円
関係会社出資金評価損損金不算入額	1,385百万円
繰越欠損金	2,974百万円
その他	215百万円

繰延税金資産小計 10,179百万円

評価性引当額 10,174百万円

繰延税金資産合計 4百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	513百万円
その他	4百万円

繰延税金負債合計 518百万円

繰延税金資産(負債)の純額 513百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機 械 及 び 装 置	224	74	150
工具、器具及び備品	464	265	198
そ の 他	256	125	131
合 計	945	465	479

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	190百万円
1年超	297
合計	487

3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	201百万円
減価償却費相当額	192
支払利息相当額	10

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略してあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	イケガミ エレクトロニクス(ユー.エス.エイ.)インコーポレーテッド	メイウッド(アメリカ)	千米ドル 48,000	情報通信機器の販売、サービス	所有 直接100	兼任 1名	当社製品の販売	製品の販売(注1)	2,479	売掛金	1,457
子会社	イケガミ エレクトロニクス(ヨーロッパ)ゲー.エム.ベー.ハー	ノイス(ドイツ)	千ユーロ 9,203	情報通信機器の販売、サービス	所有 直接100	兼任 1名	当社製品の販売	製品の販売(注1) 資金の貸付(注2) 利息の受取(注2)	720 27	売掛金 関係会社長期貸付金 未収入金	525 1,495 14

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件については、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 178円43銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 4円89銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年5月17日

池上通信機株式会社
取締役会 御中

監査法人保森会計事務所

代表社員 公認会計士 矢部 豊 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 村上貴美夫 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、池上通信機株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、池上通信機株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成19年5月17日

池上通信機株式会社
取締役会 御中

監査法人保森会計事務所

代表社員 公認会計士 矢部 豊 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 村上貴美夫 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、池上通信機株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等、会計監査人からその職務の執行について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を求めるほか、必要に応じて子会社に直接赴きその状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月24日

池上通信機株式会社 監査役会

常勤監査役	岩	村	伸	二	(印)
常勤監査役	菊	池	國	宏	(印)
社外監査役	大	越	弘	孝	(印)
社外監査役	永	島	建	二	(印)

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社は、平成19年5月18日開催の取締役会決議により、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、添付の「大規模買付ルール（買収防衛策）」を導入しましたが、このような取組みは当社の資本政策の根本に関わる重要問題であるため、株主意思を最大限反映させるべく、改めてその導入、廃止及び発動を株主総会の権限とするものであります（変更案第13条）。

(2) 定款第13条の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="281 683 450 705">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="154 710 233 732"><新設></p> <p data-bbox="154 952 301 974">第13条～第40条</p> <p data-bbox="315 979 416 1001">(条文省略)</p>	<p data-bbox="751 683 919 705">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="621 710 1016 732">第13条（当会社の支配に関する基本方針）</p> <p data-bbox="621 738 1052 869">1. <u>当会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの導入、廃止または発動は、株主総会または取締役会の決議によって行う。</u></p> <p data-bbox="621 875 1052 924">2. <u>前項の取組みの改正は、取締役会の決議によって行う。</u></p> <p data-bbox="621 952 770 974">第14条～第41条</p> <p data-bbox="775 979 898 1001">(現行どおり)</p>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、経営体制の一層の充実強化を図るため1名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況等	所有する当社の株式の数
	まつばらまさき 松原正樹 (昭和15年12月9日生)	昭和39年3月 当社入社 平成7年7月 公共事業本部放送営業二部長 平成9年6月 取締役就任 平成9年6月 公共事業本部長 平成11年4月 国内事業本部長 平成13年6月 代表取締役社長就任現在に至る	12,000株
	かわしまきよあき 川嶋清昭 (昭和21年4月26日生)	昭和44年4月 当社入社 平成7年7月 池上工場長 平成11年4月 国内事業本部副本部長兼ノンリニア事業部長 平成11年6月 取締役就任現在に至る 平成12年4月 国内事業本部副本部長 平成13年6月 営業本部長 平成15年4月 マーケティング・販売担当現在に至る	3,000株
	やつとしお 谷津俊雄 (昭和20年4月10日生)	昭和44年4月 当社入社 平成4年4月 川崎工場通信機部長 平成10年4月 川崎工場長兼技術グループ長 平成12年4月 湘南工場長 平成13年6月 取締役就任現在に至る 平成13年6月 技術本部長 平成15年4月 技術・生産担当現在に至る	10,000株
	おぎのけんいち 荻野憲一 (昭和25年9月21日生)	昭和47年3月 当社入社 平成9年4月 川崎工場品質保証グループ長 平成13年7月 湘南工場長 平成15年4月 放送通信事業本部長現在に至る	0株
	すずきたまお 鈴木玉生 (昭和23年9月27日生)	昭和49年4月 当社入社 平成11年4月 業務本部人事総務部長 平成13年7月 業務本部副本部長 平成15年4月 業務本部長現在に至る	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況等	所有する当社の株式の数
	こまの め ひろ ひさ 駒野目 裕 久 (昭和32年4月29日生)	昭和55年4月 当社入社 平成13年7月 技術本部技術研究所長 平成15年4月 技術研究所長現在に至る	0株
	さい とう とも ひこ 斎藤 友彦 (昭和28年2月6日生)	昭和55年11月 当社入社 平成9年9月 イケガミ エレクトロニクス(ユー・エス・エイ.) インコーポレーテッド副社長 平成11年4月 イケガミ エレクトロニクス(ユー・エス・エイ.) インコーポレーテッド代表取締役社長現在に至る 〔他の法人等の代表状況〕 イケガミ エレクトロニクス(ユー・エス・エイ.) インコーポレーテッド代表取締役社長	1,215,973株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式の数には、従業員持株会名義の株式を含んでおります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役菊池國宏氏は、本総会終結のときをもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠として選任された監査役の任期は当社定款の規定により、前任者の任期満了のときまでとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況等	所有する当社の株式の数
なら だて み つぎ 榎 館 鑑 族 (昭和21年9月5日)	昭和44年5月 当社入社 平成8年4月 池上工場開発部長 平成11年4月 開発企画本部副本部長 平成18年9月 放送通信事業本部嘱託現在に至る	7,000株

- (注) 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結のときをもって任期満了により取締役を退任される長岡功氏、持田達雄氏、橋本陽一郎氏の3名（うち社外取締役1名）および本総会終結のときをもって監査役を辞任される菊池國宏氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準および当社の業績などを勘案した上で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じますが、支給時期につきましては、当社が剰余金の配当を株主総会に上程し承認された折に実施いたしたいと存じます。

その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に、それぞれご一任いたしたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名			略歴	
なが 長	おか 岡	いさお 功	平成11年6月 当社取締役就任 平成13年6月 当社常務取締役就任現在に至る	
もち 持	だ 田	たつ 達	お 雄	昭和23年2月 当社社外取締役就任現在に至る
はし 橋	もと 本	よういちろう 陽一郎	平成13年6月 当社取締役就任現在に至る	
きく 菊	ち 池	くに 國	ひろ 宏	平成11年6月 当社常勤監査役就任現在に至る

第5号議案 大規模買付ルール導入の件

当社は、平成19年5月18日開催の取締役会決議により、濫用的な買収者から当社企業価値を維持することを目的として以下に添付の大規模買付ルール（買収防衛策）を導入しましたが、同ルールの導入が当社の資本政策の根本に関わる重要問題であるため、株主のみならず意思を最大限反映させるべく、同ルールの有効期間を本株主総会の終結の時までとした上で、第1号議案 定款一部変更の件が承認されることを条件として、改めてその導入をお諮りするものであります。

なお、本ルールの導入につきましては、当社社外監査役全員を含めた特別委員全員のご賛同を得ております。

(第5号議案添付)

大規模買付ルール（買収防衛策）

池上通信機株式会社

平成19年5月18日導入（取締役会決議）
同 年6月28日導入（株主総会決議）（予定）

1. 大規模買付ルールを導入とその目的 - 当社の企業価値または株主共同の利益の維持

当社取締役会は、特に中長期的な観点から、当社の企業価値および株主共同の利益を維持・向上させていく所存でございますが、これと共に、特に大規模買付者のみが他の株主様の損害の上で利益を得る懸念がある大規模買付行為、大規模買付後の経営の提案が適切でないとは判断される大規模買付行為、株主様が情報のないまま誤信して当該提案に応じてしまう懸念がある大規模買付行為等に対しては、当該大規模買付行為に関する一定の情報収集と情報開示を行ない、当社としての見解を表明した上で、各株主様の判断に付託することが当社の取締役会の務めであると考えております。

また、当該買付行為が株主様に十分な検討機会も与えられないまま企業価値を毀損する行為が行われる等、不測の事態が生じた場合またはその懸念が確たる場合は、当社の企業価値または株主共同の利益を低下させる買収を防ぐことも、株主の皆様から経営を委任された当社取締役会の責務であり、また権限でもあると考えております。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為が上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社および当社株主の皆様全体の利益に合致すると考え、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、当社の企業価値または株主共同の利益を低下させる買収に該当すると判断した場合には、対抗措置を発動することといたしました。

2. 大規模買付ルールの内容

(1) 大規模買付行為の意義

当社の発行する株券等（ 1 ）を買い付ける者のうち、大規模買付ルールの対象となる者は、 当該買付者を含む株主グループ（以下、「大規模買付者グループ（ 2 ）」）といいます。）の議決権割合（ 3 ）を20%以上とすることを目的とする買付行為を行おうとする者、または、 当該買付けの結果、大規模買付者グループの議決権割合が20%以上となる買付行為を行おうとする者（以下 および の買付行為の一方または双方を「大規模買付行為」といい、これを行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）です。

- 1 株券等とは、別段の断りのない限り、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。
- 2 大規模買付者グループとは、(1)当社の株券等の保有者（同法第27条の23第

1 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)または(2)当社の株券等(この(2)では、同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

- 3 議決権割合とは、(1)大規模買付者グループが、2(1)の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)を加算するものとします。)または(2)大規模買付者グループが、2(2)の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

(2) 大規模買付者による意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに定められた手続きを順守する旨を約束した書面(以下、「意向表明書」といいます。)をご提出していただきます。意向表明書には、大規模買付者(特定株主グループを構成する場合は当該買付者を含みます。)の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、外国法人の場合は設立準拠法、提案する大規模買付行為の概要を示して頂きます。

(3) 大規模買付者による情報提供

次に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主様の判断および取締役会の意思形成のために十分な情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)を提供して頂きます。その項目は以下のとおりです(但し、下記項目に限られるものではありません。)

大規模買付者およびそのグループの概要（大規模買付者の資本構成の詳細、大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

大規模買付行為の目的および内容

当社株式の買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け

大規模買付行為完了後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策および人事政策等当社企業価値または株主共同の利益を低下させるものではないことを判断するために必要かつ十分な情報

大規模買付者およびそのグループに対し、当該大規模買付により最終的に経済的な利益を得ることを目的として、資本金、出資金等名目の如何を問わず買付資金を供給している個人、法人、団体の住所、名称等の概要

大規模買付者から大規模買付情報を提供して頂くため、当社代表取締役は、(2)の意向表明書の受領後10営業日（ ）以内に、大規模買付者から当初提出して頂くべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供して頂いた情報を精査した結果、大規模買付情報として不足していると認められる場合には、当社取締役会は十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をして頂くことがあります。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本情報は、当社株主様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

営業日とは、行政機関の休日に関する法律1条1項各号に掲げる日（行政機関の休日）以外の日を言います。

(4) 取締役会による分析・検討

当社取締役会は、大規模買付者から必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間（但し、当社取締役会は、必要がある場合には、この期間を、30営業日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を開示します。）（以下、「分析検討期間」といいます。）、外部専門家の助言を受けるなどしながら、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。

(5) 株主意思確認のための株主総会

当社取締役会は、必要情報を分析・検討した結果、大規模買付者の提案が企業価値または株主共同の利益を著しく低下させるか否か判断が困難な場合（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針および事業計画等が不合理であると疑われる場合、当社取締役会の経営方針および事業計画等（大規模買付者による大規模買付後の経営方針および事業計画等に対する代替案を含みます。）に劣ると疑われる場合、その他当社の企業価値または株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑われる場合等）には、具体的な対抗措置を決定した上で、直ちにその旨を公表し、速やかに株主意思の確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動の要否に関する議案を付議します（但し、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速かつ適切であると判断する場合には、当該株主総会において議案を付議します。）。

なお、取締役会の上記判断においては、特別委員会の勧告（後記4.）を最大限尊重して決議を行います。

(6) 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為は、分析検討期間の経過後（株主意思確認のための株主総会が招集された場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された後）にのみ開始することができるものとします。

(7) 大規模買付ルールの適用除外

当社取締役会は、上記(4)の分析・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を低下させる買収には該当しないと判断した場合は、以後大規模買付ルールを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、当社取締役会が適切と判断する時点で公表します。

3. 大規模買付行為への対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守されなかった場合には、当社取締役会は当社株主の皆様全体の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める手段を行使し、大規模買付行為に対抗する場合があります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、たとえ当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主様への説得を行う可能性はあるものの、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

大規模買付者の買付提案等に応じるか否かは、当社株主様において、当該買付提案および当社が提案する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断頂くこととなります。

なお、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、下記に示すような当該大規模買付行為が当社の企業価値あるいは当社株主の皆様全体の利益を著しく損なう目的であると当社取締役会が判断した場合は、対抗措置を発動することがあります。

真に当社の経営に参加する意思が無いにも関わらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断された場合

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループに委譲させるなどの目的があると判断された場合

当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断された場合

当社の経営を一時的に支配して、不動産、有価証券等の資産を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断された場合

反社会的組織、またはその組織が支配・関与する個人・グループによる大規模買付行為

強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の

買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等当社株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断された場合

大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針および事業計画が著しく不合理であると判断された場合、または、当該経営方針および事業計画が当社取締役会の経営方針および事業計画(大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針および事業計画に対する代替案を含みます。)に著しく劣ると判断された場合

また、株主意思確認のための株主総会において、対抗措置の発動が承認された場合にも、対抗措置が発動されます。

4. 対抗措置を発動する場合の手続き

当社取締役会は、大規模買付者に対して対抗措置の発動に関して、発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので株主意思を確認するのが適当である旨を判断する場合、その判断の公正性を確保するために、事前に、当社取締役会から独立した組織として設置される特別委員会に対抗措置の発動の適否を諮問します(特別委員会の概要については添付資料のとおりです。)

特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否かの勧告を行います(なお、特別委員会にて発動の適否についての判断が困難な場合は、株主意思を確認することが適当である旨の勧告を行います)。

当社取締役会は、この勧告を株主の皆様へ開示した上で、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。なお、当社取締役会が委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、2.(4)に定める分析検討期間に含まれます。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家等に与える影響等

大規模買付ルールの目的は、当社株主様が¹大規模買付行為に応じるか否か等を判断するために必要不可欠な情報を提供することにあります。これにより、当社株主様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否か、賛同するか否かについて適切な判断をすることが可能となり、結果、当社株主の皆様全体の利益の保護につながると考えます。従って、大規模買付ルールの設定は、当社株主様が適切な判断を行う前提として適切なものであると確信しております。

また、大規模買付ルールの導入時点においては、新株予約権の発行等の法的な措置は講じられませんので、株主の皆様の権利関係に変動は生じませんし、株価形成を歪めることもありません。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家等に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合、当社取締役会は、当社および当社株主の皆様全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがあります。但し、当該対抗措置の仕組上、当社株主様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることが想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合は、法令ならびに証券取引所規則に従い、適時適切な開示を行って参ります。

6. 本対応方針の発効日および有効期限

大規模買付ルールの有効期間は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認により効力が発生し、本定時株主総会以降2年ごとに、定時株主総会において、株主の皆様のご信任を得ることとし、大規模買付ルールの内容を取締役会が変更した場合は、その決議した日の直近の定時株主総会にて、株主の皆様のご信任を得ることとします。

なお、大規模買付ルールや対抗措置の内容については、株式会社東京証券取引所の適時開示システムのほか、当社事業報告等により継続的に開示する予定です。

7. 附則

上記2.(1)における「金融商品取引法」の文言は、金融商品取引法が施行されるまでは「証券取引法」に読み替えるものとします。なお、本附則は、金融商品取引法の施行により削除されるものとします。

以 上

添付資料

特別委員会の概要等

1. 特別委員会の委員

特別委員会は、当社取締役会からの独立性の確保および企業経営に関する判断能力の観点から、当社取締役会の過半数の承認を受けた以下の要件を満たす委員3名以上5名以下により構成されます。

当社または当社の子会社の業務執行取締役、執行役もしくは会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）または支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当社または当社の子会社の業務執行取締役、執行役もしくは会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）または支配人その他の使用人となったことがない者
企業経営についての一定以上の経験者・専門家・有識者等

2. 当初委員の略歴

1. 大越弘孝（昭和12年5月1日生）

（略歴）

昭和32年4月 東京国税局採用
昭和52年7月 東京国税局退職
昭和52年8月 税理士登録
平成8年6月 当社社外監査役現在に至る

2. 永島建二（昭和15年8月13日生）

（略歴）

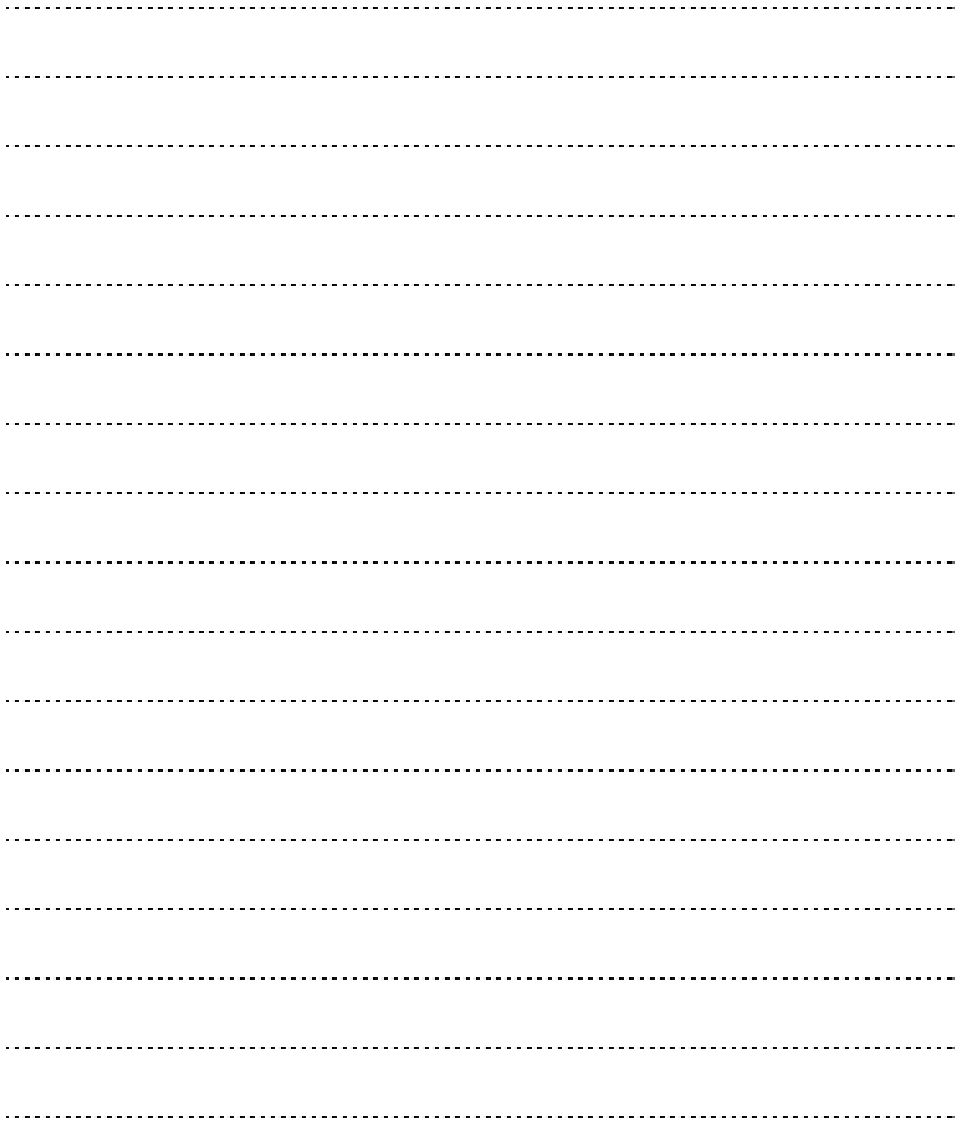
昭和40年3月 極東燃料輸送(株)入社
昭和57年9月 相模八ム(株)入社
平成5年6月 同社取締役経理部長兼電算部長
平成10年10月 同社子会社北海道サガミ八ム(株)監査役
平成16年6月 当社社外監査役現在に至る

3. 吉野勝夫（昭和11年4月20日生）

（略歴）

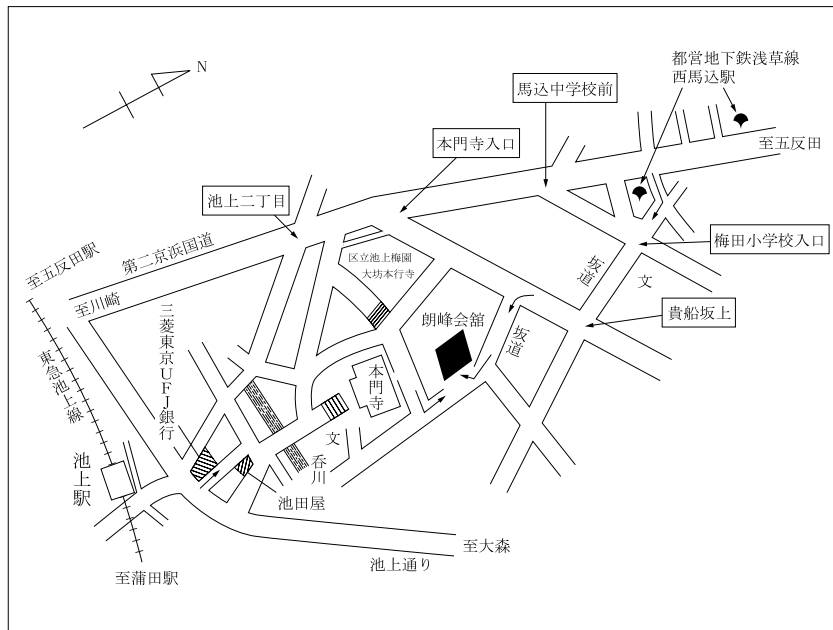
昭和42年4月 検事任官
平成6年4月 秋田地方検察庁検事正
平成7年7月 名古屋高等検察庁次席検事
平成8年7月 最高検察庁検事
平成9年4月 公証人兼任（神田公証役場勤務）
平成18年5月 弁護士登録（横浜弁護士会・現職）

以上



株主總會会場ご案内図

会 場 東京都大田区池上1丁目2番1号
朗 峰 会 館 (4階朗峰の間)



- ・東急池上線「池上駅」から徒歩12分
- ・都営地下鉄浅草線「西馬込駅」から徒歩12分